

大規模災害発生時における九州ブロック 災害廃棄物対策行動計画

—九州ブロック内における広域連携のあり方—

令和5年3月改訂版

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

<目 次>

第1章 はじめに.....	1
第2章 九州ブロック協議会の構成と基本的な役割.....	1
第3章 行動計画の位置づけ.....	2
第4章 行動計画で対象とする災害.....	4
第1節 九州各県において想定する災害.....	4
第2節 本行動計画において対象とする災害.....	4
第3節 災害廃棄物の種類.....	4
第4節 災害廃棄物処理の基本的な流れと支援.....	7
第5節 有害物質等に汚染された災害廃棄物への対応.....	8
第5章 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築.....	9
第1節 九州ブロックで連携して対応に当たる災害廃棄物処理の基本方針.....	9
第2節 九州ブロックにおけるネットワークの構築.....	15
第3節 発災時のブロック内連携体制の構築.....	16
第4節 情報の一元化及び共有.....	28
第5節 目標期間の設定.....	29
第6節 他地域ブロックとの連携.....	29
第7節 広域連携に当たっての教訓・課題.....	31
第6章 九州ブロック内の関係者の対応状況の共有等.....	32
第1節 状況把握と情報共有.....	32
第2節 行動計画の見直し.....	32

<参考資料1>九州ブロック協議会構成員名簿

<参考資料2>各構成員の自治体において災害を想定している資料

<参考資料3>九州ブロック内における主な災害時応援協定等

【用語の説明】

用 語	定 義
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。 ※その他、地域ごとに、北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中国ブロック、四国ブロックがある。
大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会	災害廃棄物対策に関し、県域を越え九州ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、九州地方環境事務所が中心となって設置された組織で、九州ブロック内の県、廃棄物処理法上の政令市、産業廃棄物処理事業者団体、環境省以外の国の地方支分部局、有識者等の専門家で構成される。
大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	平時から、九州ブロック協議会等の活動を通じて、行政のみならず民間事業者を含む九州ブロック内の関係者が連携・協力体制を構築し、災害廃棄物対策の課題を解決するための対応や連携のあり方を取りまとめた計画。
災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）	我が国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援する。
非常災害	市区町村の平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害。非常災害に該当するかは市区町村の長が判断する。
激甚災害	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき政令指定された災害。
大規模災害	生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しく異常かつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法の特例の適用を想定した災害。
災害廃棄物処理計画	平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。 また、災害廃棄物処理計画に基づく関係者の具体的な役割、業務内容、手順等を「災害廃棄物処理マニュアル」、「災害廃棄物対応マニュアル」といった形式で別途整理しておくことで、より円滑に対応を進めることができる。
災害廃棄物対策指針	地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項を取りまとめたもの。
災害廃棄物処理実行計画	発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後において地方公共団体が策定する計画。災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、地方公共団体は災害の規模に応じて具体的な内容を示す。
大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”の実現を目的としたもの。
受援	災害時において、被災者側が人的・物的支援を受けること。
マッチング	災害廃棄物への対応に関し、被災した自治体が希望する受援内容と、他の自治体から可能な支援内容の調整を図ること。
ブロック内連携	被災した県内のみでは災害廃棄物の処理が困難で、地域ブロック内の複数の県

	が連携して災害廃棄物処理対応に当たること。本行動計画では、特に断りがない限り、被災した自治体に対し、九州ブロック内の他の自治体と九州地方環境事務所等が連携してマッチングに当たることを「ブロック内連携」と称する。
ブロック内連携に基づく支援	ブロック内連携によるマッチングを行った結果、被災自治体等に対して他の自治体から支援が行われることを指す。
ブロック間連携	被災した地域において、ブロック内連携だけでは対応が困難で、他の地域ブロックからの支援を要する場合に、ブロックを越えて行われる連携。 被災した九州ブロックを他地域ブロックが支援する場合と、九州ブロックが被災した他地域ブロックを支援する場合とがある。
被災県	九州ブロック内で被災した県を指す。
被災市町村	被災県内で被災した市町村を指す。
支援県	九州ブロック内で被災県の支援に当たる、被災県以外の県を指す。
支援市町村	支援県内の市町村のほか、一部事務組合・広域連合を指す。
幹事支援県	支援県のうち、支援・受援の調整（マッチング等）の中心的な役割を担い、被災県との連絡窓口となる県を「幹事支援県」と位置付ける。あらかじめ、各県が被災した際に幹事支援県となる県を想定しておき、発災時に REO 九州との確認を経て決定する。 なお、複数県が被災した際は、一つの被災県に対して一つの幹事支援県を別個に割り当てることを基本とする。
災害廃棄物処理支援員制度	災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援していただくことを目指すことを目的に環境省が策定。令和2年3月27日から施行されている。災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整や、災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等を行う。
災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル	災害廃棄物の撤去等に関して、これまでの防衛省と連携した活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO 法人等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等をマニュアルとして整理したもの。環境省・防衛省連名で作成されている。

第1章 はじめに

九州ブロックにおいて大規模災害が発生した場合には、ブロック内関係者が共通認識のもと、それぞれの役割分担を明確にし、足並みをそろえた行動を取る必要がある。

災害廃棄物対策に係る課題には、県や市町村など個々の地方自治体で取り組むべき課題と、県域を越え九州ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題がある。大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下、「行動計画」という。）は、後者の課題の解決を図るため、個々の地方自治体で取り組むべき課題を踏まえた上で、その共通のアクションプランとして、九州地方環境事務所が中心となって設置された「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会（以下、「九州ブロック協議会」という。）」において策定するものである。

第2章 九州ブロック協議会の構成と基本的な役割

九州ブロック協議会は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（環境省，平成27年11月。以下、「行動指針」という。）」に示される、大規模災害時における関係者それぞれの役割・責務が適切に果たされるよう、県域を越えた実効的な災害廃棄物処理の枠組みとして、国（環境省九州地方環境事務所）が中心となり、県、廃棄物処理法上の政令市、産業廃棄物処理事業者団体、環境省九州地方環境事務所以外の国の地方支分部局、有識者等の専門家で構成される。構成員名簿は、別添資料1のとおりである。

平時においては、九州ブロックとしての大規模災害に備えた行動計画（本行動計画）の策定及び見直しや、関係者のスキル向上や関係者間の連携強化を目的とした協議、セミナー、合同訓練の実施等を行うものとする。

大規模災害の発災後においては、行動計画を踏まえた広域的な連携を実施し、各関係者がそれぞれの役割を適切に果たすものとする。

九州ブロック協議会の役割は、以下のとおりである。

- ① 九州ブロック協議会等において地域の状況に応じた地域における備えとして行動計画を策定する。
- ② 国（九州地方環境事務所）が中心となり、国、県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界のほか各種業界の民間事業者との連携・協力体制を構築する。
- ③ 全国規模の団体の九州支部や九州ブロック内の廃棄物処理事業者、建設事業者、製造事業者等の民間事業者と円滑な災害廃棄物処理に向けて関係者間で協議する。
- ④ 関係者のスキル向上や関係者間の連携強化のため、D.Waste-Net等を活用したセミナーや合同訓練を実施する。
- ⑤ 発災後においては、九州地方環境事務所が県から災害の態様や影響等に関する情報を集約し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の実施に向けて、行動計画等を踏まえた広域的な連携を実施する。なお、発災後に情報を集約するための手段の確保や、九州ブロック協議会等の運営・協議方法についても検討しておく。
- ⑥ 行動計画策定後は、②に示したブロック協議会関係者間での協議を継続しながら、その時々の災害発生状況や法制度の変更、蓄積された知見等を基に、最新の状況を踏まえた内容への見直しを必要に応じて行っていく。

第3章 行動計画の位置づけ

本行動計画は、九州ブロック内で連携して災害廃棄物処理を行う際の、九州ブロック内の関係者それぞれの役割分担や対応に関する基本的な事項について整理したものである。

行動計画に盛り込む事項は、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（以下、「行動指針」という。）に基づくものとし、県や市町村の災害廃棄物処理計画等と相互に整合を図りながら、九州ブロック内において県域を越える広域連携のあり方等について記載するものとする。

災害時は、自らが被災したときにどう対応するのかという観点と、支援に回った場合にどのように支援をするのかという観点があることから、行動計画の中では、双方の観点からの内容を示すこととする。

本行動計画の位置づけは図 3-1-1、本行動計画を含めた災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等の関係は、図 3-1-2 に示すとおりである。

なお、本行動計画は、災害廃棄物処理に関する法体系や情勢の変化、施設整備等によるブロック内の処理の方向性の変化、新たな処理手法や技術の開発等が生じた場合、九州ブロック協議会での協議等を経て、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

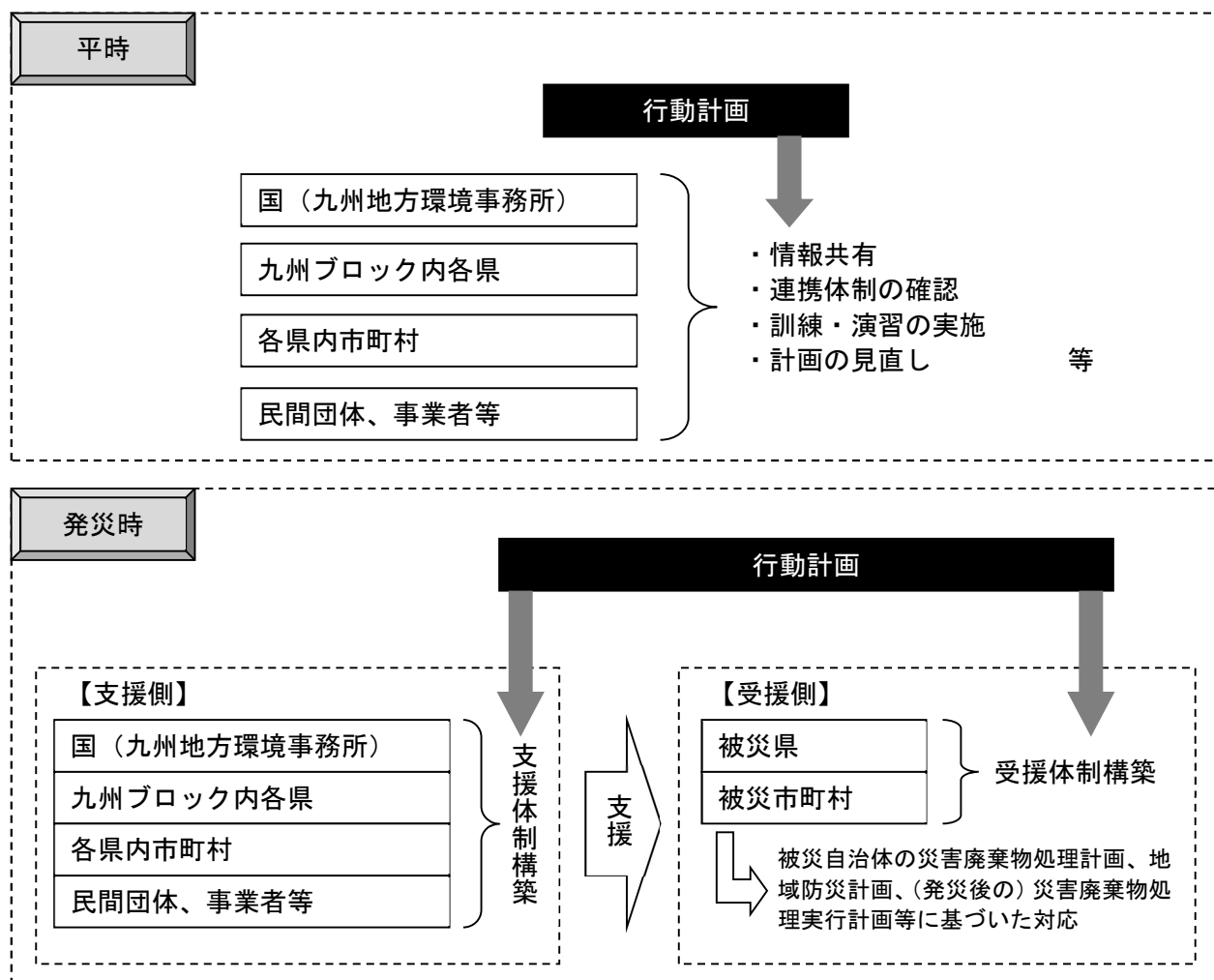
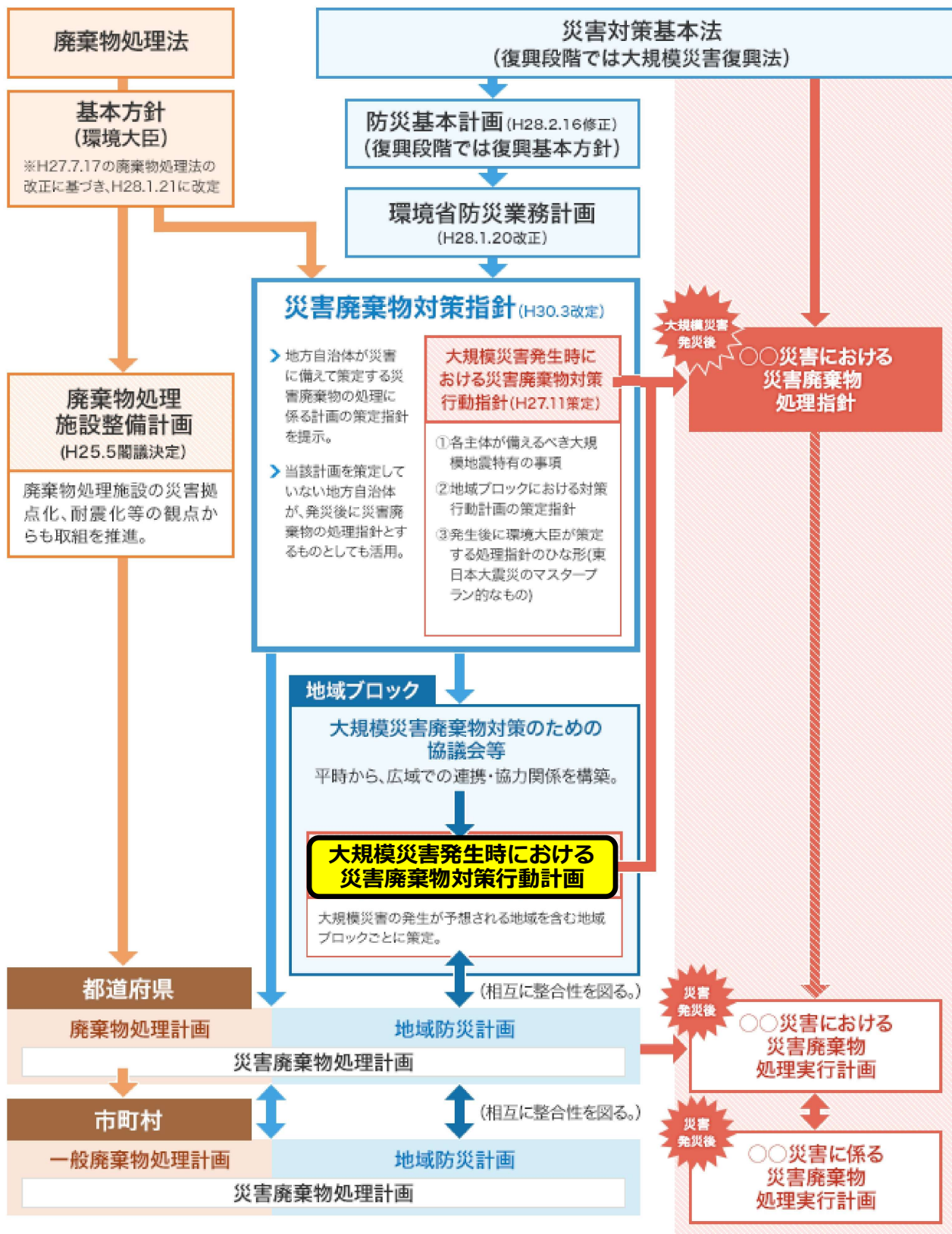


図 3-1-1 行動計画の位置づけ

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



出典：災害廃棄物対策情報サイト 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

図 3-1-2 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

第4章 行動計画で対象とする災害

第1節 九州各県において想定する災害

九州各県において想定する災害は、各県で策定された災害廃棄物処理計画等の資料に基づくものとする。

第2節 本行動計画において対象とする災害

本行動計画は、被災した県内のみでは災害廃棄物の処理が困難と判断される場合の災害を対象とすることを基本とする。ただし、被害が複数県にまたがったり、迅速な処理を進めるために被災自治体が県外の支援を要請する場合も対象に含め、臨機応変に連携して対応に当たるものとする。

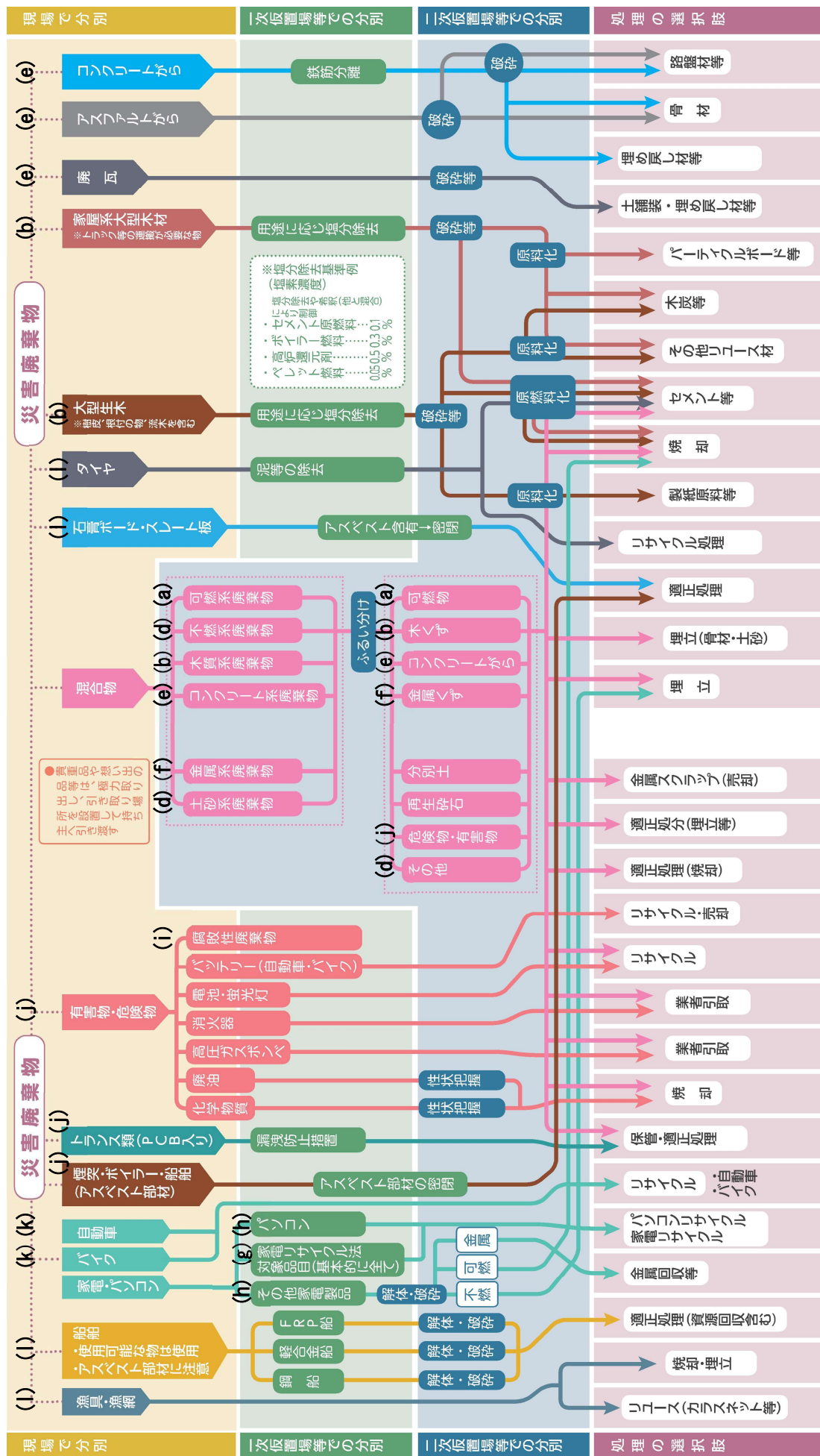
第3節 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類及び災害廃棄物の処理例は、表 4-3-1、図 4-3-1 に示すとおりである。

また、このほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水等が発生する。

表 4-3-1 災害廃棄物の種類

災害廃棄物の種類	内容
a. 可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
b. 木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
c. 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
d. 不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
e. コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
f. 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g. 廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
h. 小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
i. 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
j. 有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
k. 廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
l. その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など



図中の記号（a）～（j）は、表 4-3-1 の分類に基づく

出典：災害廃棄物処理パンフレット（環境省）に加筆

図 4-3-1 災害廃棄物の処理例

トピック

【熊本地震の際に国が発出した災害廃棄物対応のための通知】

熊本地震では、発災後、環境省から被災自治体に対し、以下の事項について通知が行われた。

平成 28 年 4 月 18 日	平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について
平成 28 年 4 月 22 日	・ 廃石綿や PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について ・ 被災したパソコンの処理について ・ 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について ・ 大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱について
平成 28 年 4 月 23 日	災害廃棄物の分別について
平成 28 年 4 月 26 日	平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業において、被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について
平成 28 年 5 月 3 日	平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について
平成 28 年 5 月 10 日	平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答
平成 28 年 5 月 16 日	平成 28 年熊本地震により被災した太陽光発電設備の保管等
平成 28 年 6 月 6 日	被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策の徹底
平成 28 年 6 月 7 日	被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策
平成 28 年 7 月 25 日	災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等

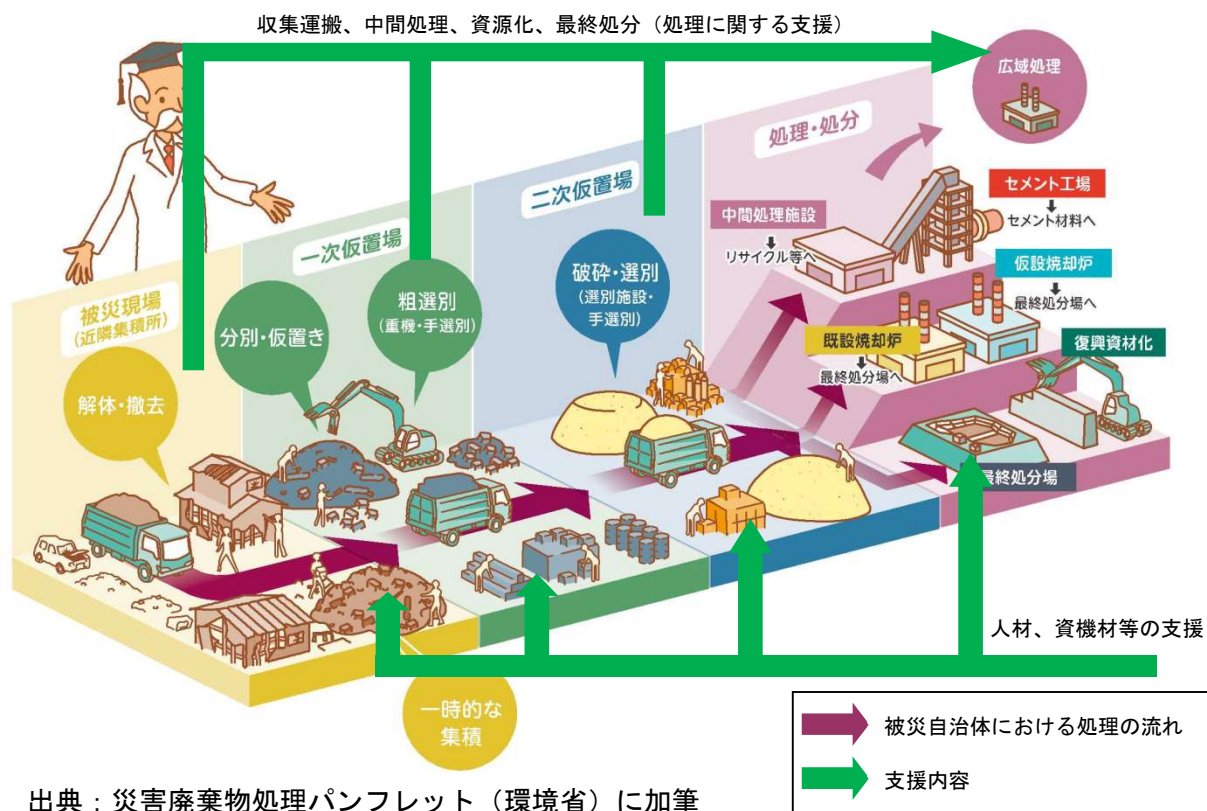
【令和 2 年 7 月豪雨の際に国が発出した災害廃棄物対応のための通知】

令和 2 年 7 月豪雨では、発災後、環境省から被災自治体に対し、以下の事項について通知が行われた。

令和 2 年 7 月 4 日	・ 災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底について ・ 災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について ・ 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携について ・ 廃石綿、感染性や廃 PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について ・ 被災した自動車の処理について ・ 被災したパソコンの処理について ・ 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について ・ 被災した太陽光発電設備の保管等について
令和 2 年 7 月 6 日	・ 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて ・ 災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について ・ 既に所有者等によって全壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて ・ 災害廃棄物の処理等に係る石綿飛散防止対策について (別添参考例) 損壊家屋等の解体撤去費用申請書
令和 2 年 7 月 7 日	・ 令和 2 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について
令和 2 年 7 月 9 日	・ 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について
令和 2 年 7 月 10 日	・ 被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物に係る災害廃棄物処理事業について
令和 2 年 7 月 31 日	・ 災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について ・ 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて ・ 被災市区町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について

第4節 災害廃棄物処理の基本的な流れと支援

災害廃棄物の処理は、発生現場から仮置場及び処理施設への収集運搬、中間処理及び資源化、最終処分という流れが基本となり、九州ブロック内で連携して災害廃棄物処理を行う際には、それぞれの過程において、被災自治体への支援が行われることになる。



出典：災害廃棄物処理パンフレット（環境省）に加筆

図 4-4-1 災害廃棄物処理の基本的な流れと支援

第5節 有害物質等に汚染された災害廃棄物への対応

1. 平時の対応

漏洩等によって、有害物質が災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。このため、自治体では、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求めておく必要がある。

また、各自治体では、平時から有害物質の保管場所等について、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等を活用した情報の収集・把握・整理に出来る限り努めるとともに、津波等の被害によって有害物質が流出した場合に備えて、収集及び適正処理ルートの整備等の対応についても、事前に検討しておく必要がある。

2. 応急対策時以降の対応

有害物質等に汚染された災害廃棄物について、九州ブロック内で連携して処理対応に当たる場合は、被災自治体の計画に基づくことを基本とするほか、「災害廃棄物対策指針」の技術資料 24-14（廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理）、技術資料 24-15（個別有害・危険製品の処理）及び「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（廃棄物資源循環学会編）」等を参考とする。

なお、被災自治体が想定している収集及び適正処理ルートが発災後も機能している場合は、これに沿って速やかな処理・リサイクルを行うことになるが、発災によって収集及び適正処理ルートが機能していない場合は、仮置場（一次集積所）にて一次保管し、処理先の復旧を待つか、他の指定取引先へ転送して処理・リサイクルを行うような対応が考えられる。

第5章 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築

第1節 九州ブロックで連携して対応に当たる災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理は、その被災規模によって、①市町村・一部事務組合等の行政区域内（平時のごみ処理のスキーム）、②県内、③近隣県や九州ブロック内、④他地域ブロックとの連携、といったように連携の範囲が徐々に拡大していくと考えられる。本行動計画では、③に相当する被災規模についての対応を整理し、その基本方針は以下のとおりとする。

なお、九州ブロックを越えて他地域ブロックとの連携（ブロック間連携）を要する場合は、環境省（本省）と支援側・受援側各ブロックの地方環境事務所が体制の構築について全体調整を行うことを基本とし、処理方針については、受援側自治体の災害廃棄物処理計画に定める内容に従うものとする。

1. ブロック内連携の適用について

「ブロック内連携」は、被災した県内のみでは災害廃棄物の処理が困難と判断した場合の適用を目安とする。適用の判断は、被災県と協議の上、九州地方環境事務所が最終的に決定する。

被災県との連絡調整は、九州地方環境事務所及び支援・受援の調整（マッチング等）に関して中心的な役割を果たすこととなる幹事支援県が、各々の事務所からメール、電話、ウェブ会議等によって行うことを基本とする。九州地方環境事務所や幹事支援県から別途被災県内に職員を派遣している場合は、そちらで把握している情報等も適宜構成員間で情報共有を図るものとする。

2. 幹事支援県の選定方法について

幹事支援県は、各県が被災県となった場合にあらかじめその役割を担う県を想定しておくものとし、九州地方環境事務所が被災県との協議に基づき、ブロック内連携が必要と判断した場合には、幹事支援県に対応を要請する。

要請を受けた幹事支援県は、速やかに県内の支援市町村及び他の支援県（幹事支援県以外で、被災していない県）に対し、被災市町村への支援準備を要請する。幹事支援県から連絡を受けた他の支援県は、速やかに県内の支援市町村に、被災市町村への支援準備を要請する。

各県に対する幹事支援県は、表 5-1-1 のとおり想定する。基本的に、一つの被災県に対して一つの幹事支援県を割り当てるものとするが、一つの幹事支援県で役割を遂行することが困難な場合は、下記例のように、他の支援県に対し、幹事支援県としての対応の一部について協力を要請することを妨げない。

例1：幹事支援県①が被災県と支援県A・Bについて対応、幹事支援県②が支援県C・Dについて対応

例2：幹事支援県①が被災県について対応、幹事支援県②が支援県について対応

表 5-1-1 各被災県に対応する幹事支援県（候補）

被災県	幹事支援県	
	第 1 候補	第 2 候補
福岡県	大分県	宮崎県
佐賀県	長崎県	鹿児島県
長崎県	佐賀県	大分県
熊本県	宮崎県	沖縄県
大分県	福岡県	長崎県
宮崎県	熊本県	福岡県
鹿児島県	沖縄県	佐賀県
沖縄県	鹿児島県	熊本県

※ 1 幹事支援県の第 1 候補は比較的近隣の県を優先して選定し、第 2 候補は広範な被害により第 1 候補の県が選定できなかった場合に備え、被災県と離れた県を優先して選定している。

※ 2 第 1 候補、第 2 候補いずれの県も対応できない場合は、九州地方環境事務所が別の県を選定し、対応要請を行うものとする。

3. ブロック内連携以外の支援について

被災自治体への支援は、本行動計画に基づくブロック内連携のほか、災害時応援協定等に基づき個々の支援も行われると考えられるが、本行動計画ではこれら個々の協定等に基づく支援を妨げるものではない。別の支援スキームのもとでブロック内連携の中心的な役割である「支援・受援等に関する調整」が同じように実施されている場合は、被災県や支援県から、把握している動向について九州地方環境事務所へ情報提供を行い、支援の重複を避けるようにするとともに、九州地方環境事務所においては、双方の支援スキームを継続する、協議によりいずれかの体制へ一本化する、といった対応を検討し、被災自治体への円滑な支援の継続に努めるものとする。

九州地方環境事務所においては、ブロック内連携のみならず、こうしたブロック内連携以外の支援の動きを含め、表 5-1-2 に示す事項についても対応を行うこととなる。

表 5-1-2 九州地方環境事務所の対応事項

区分	対応事項	主な対応先
ブロック内 の動きに 関すること	・ ブロック内連携体制構築の検討	・ 協議会構成員
	・ ブロック内連携体制構築に係る調整事務	
	・ 被災県、被災市町村等への技術的支援に関する調整	・ 協議会構成員（国の地方支分部局、有識者等）
	・ 被災県、被災市町村等への技術的支援	・ 被災県 ・ 被災市町村
ブロック外 の動きに 関すること	・ 支援に関する各関係先との連携、情報共有	・ 環境省（本省、現地支援チーム） ・ 関係省庁（国土交通省、防衛省等） ・ 関連団体（廃棄物資源循環学会、全国都市清掃会議、国立環境研究所等） ・ D. Waste-Net ・ 災害廃棄物処理支援員
	・ ブロック内連携以外の支援に係る動きの情報集約（構成員から情報提供を受ける）	・ 被災県 ・ 支援県
	・ 「災害廃棄物処理支援員制度」に基づく支援調整	・ 被災県 ・ 災害廃棄物処理支援員
	・ 他地域ブロックとの連携時の体制の周知	・ 協議会構成員

なお、「災害廃棄物処理支援員制度」に基づく支援については、九州ブロック内では九州地方環境事務所が調整支援の役割を担うことから、協議会構成員と災害廃棄物処理支援員が互いに効果的に支援を進めていけるよう、九州地方環境事務所、幹事支援県、被災県の間で、適宜情報共有を行っていくものとする。また、災害廃棄物処理支援員の名簿については、「災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱」において以下のように規定されていることから、必要に応じた適切な活用を行うものとする。

【支援員の登録名簿の運用（「災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱」より）】

第3条2 支援員の登録名簿は、都道府県、地方環境事務所及び環境省で共有するものとする。

なお、災害廃棄物処理支援員制度の運用以外に登録名簿を使用しないこととする。

表 5-1-3 （参考）災害廃棄物処理支援員登録様式

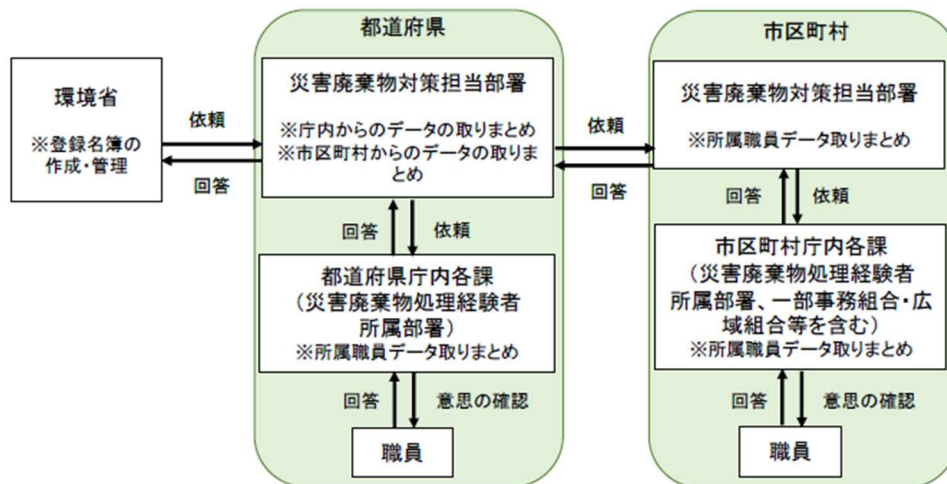
本人(フリガナ)		
本人氏名		
所属機関	名称	
本人 連絡先	部署	
	役職	
	所在地	
	TEL	
	PC メール アドレス	
職種(該当に○印を記入)		事務 土木 建築 機械 電気 化学 その他()
実務経験 (災害廃棄物処理)	被災して処理対応を行った経験	
	他地方公共団体への支援で処理対応を行った経験	
対応可能分野コード番号		
その他特記事項		

トピック

【災害廃棄物処理支援員制度】

災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うことを目的に策定された制度。

環境省は毎年、災害廃棄物処理支援員の推薦について、全国の地方公共団体へ依頼を行い、地方公共団体の推薦を受けた職員を災害廃棄物処理支援員として登録、名簿を作成する。



本制度活用の流れとしては、被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討する。災害廃棄物処理支援員のマッチングは、都道府県、環境省において行う。都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。

災害廃棄物処理支援員による活動内容としては、以下のようなことが挙げられる。

① 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等

(想定される活動事例)

- ・過去の経験に基づく災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等について助言。被災地方公共団体が災害廃棄物処理を進めていくために必要な体制の整備に向けた情報を提供。
- ・地方公共団体の自己の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、災害廃棄物の処理先の提案や調整に必要な手続きに関する情報を提供。

② 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等

(想定される活動事例)

- ・災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供やアドバイス。
- ・災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアへの広報に関するツールの提供やアドバイス。
- ・災害廃棄物の収集運搬支援団体への業務の指示やスケジュール管理等の支援。
- ・損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要となる書類の作成に関するアドバイス。

災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について

http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/

4. マッチングの対象とする支援・支援の内容

ブロック内連携は、九州地方環境事務所及び幹事支援県を中心とした支援・支援のマッチングを行うものであり、支援側の内容としては、主に支援市町村による人的支援、処理支援、物的支援や、九州地方環境事務所からの技術的支援を想定する。

民間団体、民間事業者による支援は、委託契約の締結や費用負担の調整を伴うためマッチングの対象とはせず、被災県又は被災市町村と民間団体、民間事業者間の調整により対応する。

5. ブロック内連携に基づく支援によって処理を行う廃棄物の種類

ブロック内連携により廃棄物の処理に関するマッチングを行う場合、支援対象とする廃棄物は、被災自治体内で処理しきれない災害廃棄物（表 4-3-1 に示すもの）のほか、発災後に被災自治体内で発生する生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレし尿等についても含むものとする。

処理支援を行う廃棄物は、腐敗性のもの、水分を含むもの、有害なものなど、緊急性の高いものから優先的に対応に当たることを基本とする。

また、災害廃棄物は発生した市町村内での処理を原則とするが、市町村を越えて処理を行う場合は、発生源の市町村と搬出先の市町村との間で事前の調整が必要となる（廃棄物処理法施行令第4条第9号）。また、産業廃棄物処理施設であっても、市町村からの委託や、一般廃棄物を処理する旨の届出（廃棄物処理法15条の2の5）により、一般廃棄物を処理することが可能となる。産業廃棄物として処理する場合は、発生した県外の産業廃棄物処理施設でも処理は可能であるが、発生源の県や搬出先の県における収集・運搬や処理・処分に関する許可がそれぞれ必要となる（廃棄物処理法第14条）。

第2節 九州ブロックにおけるネットワークの構築

1. 九州ブロックにおけるネットワークの構築

九州ブロックでは、国（九州地方環境事務所）が中心となり九州ブロック協議会構成員のほか、必要に応じて、災害廃棄物処理対応に関連する事業者の団体等とも情報共有や協議等を行うことで、大規模災害に備えた連携のためのネットワークを構築するものとする。

なお、九州ブロック協議会は、九州地方環境事務所が事務局となって、定期的を開催することを基本とする。

2. 平時からの情報共有

九州ブロックにおいては、平時からブロック内自治体等の災害廃棄物対策に係る情報の把握に努め、九州ブロック協議会において情報共有できるようにし、発災時には速やかに被災自治体の情報が確認できるようにする。

平時より共有しておくべき情報としては、下表に示すような項目が想定される。

国（九州地方環境事務所）に集約された情報は、構成員へフィードバックすることを基本とする。

表 5-2-1 平時より共有しておくべき情報の例

情報提供元及び集約先	情報の内容
県 →九州地方環境事務所	■地域防災計画等で想定される災害の内容及び被害想定 ■災害廃棄物処理計画の策定状況 ■災害廃棄物処理対応経験のある職員の有無 ■災害対応に活用可能な資機材・重機・車両等の情報 ■産業廃棄物処理施設に関する情報（施設の場所、施設の種類、許可品目、処理能力、処理方式等） ■災害時の廃棄物処理に関する協定等の締結状況
市町村 →県 →九州地方環境事務所	■地域防災計画等で想定される災害の内容及び被害想定 ■災害廃棄物処理計画の策定状況 ■既存の一般廃棄物処理施設に関する情報（施設の場所、施設の種類、処理能力、処理方式、災害時の対応体制等） ■災害廃棄物処理対応経験のある職員の有無 ■一般廃棄物処理事業者・団体の情報 ■災害対応に活用可能な資機材、重機、車両等の情報 ■災害時の廃棄物処理に関する協定等の締結状況
全産連九州地域協議会 （各県産業資源循環協会） →各県	■災害時に支援可能と想定される事項・分野 ■災害時の支援を実現するための確認事項、手順等
九州地方整備局 →九州地方環境事務所	■災害時に支援可能と想定される事項・分野
九州地方環境事務所 →協議会構成員	■環境省本省、他の地方環境事務所の災害廃棄物対策に関する取組等の情報提供 ■災害廃棄物対策に係る最新の法・制度等の動向
協議会構成員 間	■実際の災害対応、訓練等を踏まえた課題、教訓等の情報共有 ■災害廃棄物対応に関する各自の進捗状況等に関する情報共有

第3節 発災時のブロック内連携体制の構築

災害廃棄物処理に関しては、被災規模によって以下のような段階で連携の範囲が拡大されと考えられる。

表 5-3-1 被災規模に応じた災害廃棄物処理対応

	対応の段階	災害廃棄物処理への対応	参考図表
①	行政区域内での 処理対応	平時のごみ処理と同じスキームで対応。支援を必要としない。	—
②	被災した県内での 連携による 処理対応 (参考：25 ページ)	従来の行政区域内だけでは対応が困難な被災市町村が、県や県内市町村の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。	表 5-3-4、 図 5-3-6
③	九州ブロック内での 連携による 処理対応	県内だけでは対応が困難な被災市町村が、九州ブロック内の他県の支援を受け、災害廃棄物処理を進める。 【ブロック内連携】	表 5-3-3、 図 5-3-2～ 図 5-3-5
④	九州ブロック・ 他地域ブロックとの 連携による 処理対応 (参考：27 ページ)	九州ブロック内が広く被災しており、九州ブロック内だけでは対応が困難な災害廃棄物処理について、他の地域ブロックの支援を受けて進める。 【ブロック間連携】	図 5-3-7

本行動計画では、主に九州ブロック内で連携して災害廃棄物処理対応に当たる上表③のケースを想定した「ブロック内連携」体制構築について整理するものとする。

1. ブロック内連携の体制

発災後、各関係者において想定するブロック内連携時の流れを図 5-3-1 に示す。九州地方環境事務所は、発災後速やかに被災県の情報を収集し、発災後数日のうちに被災県と協議の上、ブロック内連携に基づく支援を実施するかを決定し、幹事支援県との協力のもと、ブロック内連携体制を構築することを目標とする。体制構築後は、幹事支援県に集約される情報に基づき、支援・受援の調整を幹事支援県が中心となってい、支援の実現につなげる。集約される情報の内容については、「第4節 情報の一元化及び共有」に後述する。

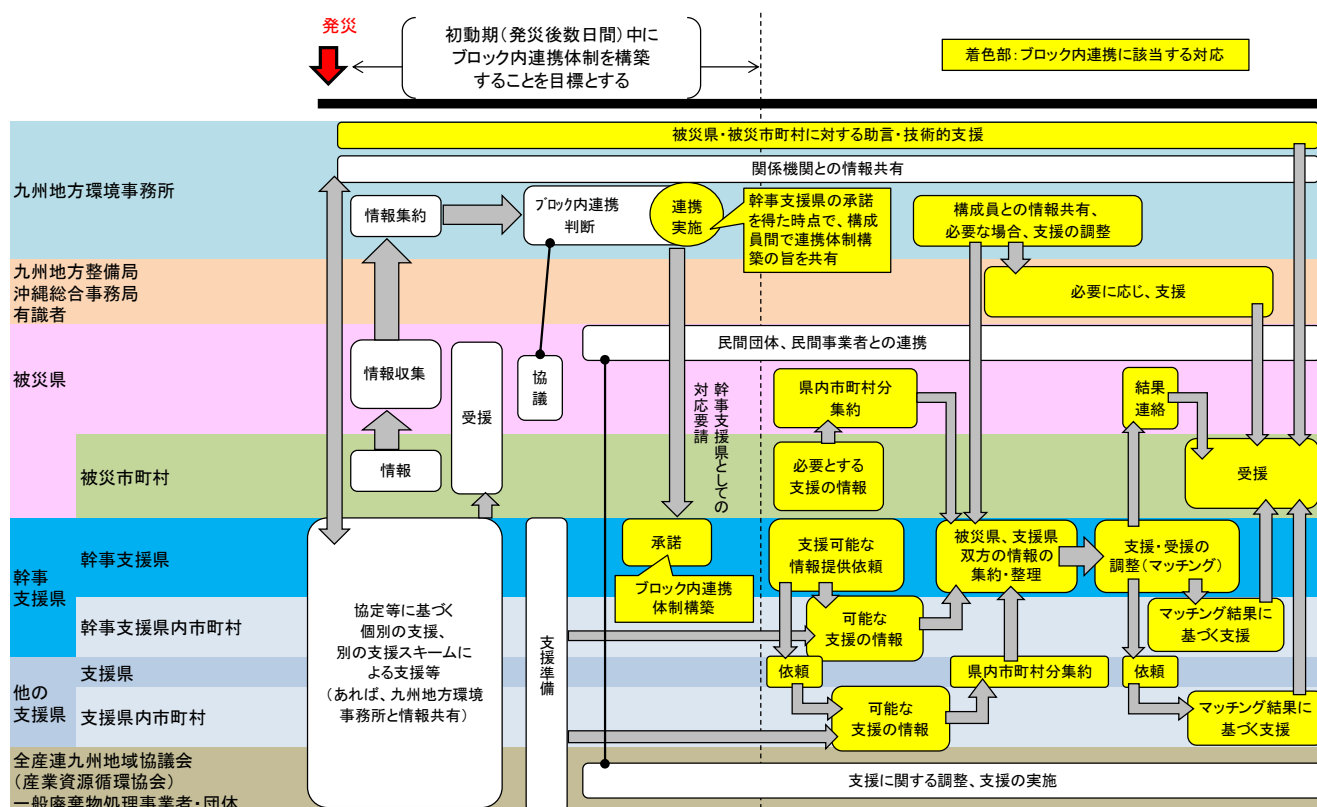


図 5-3-1 発災後の連携体制構築に向けた各関係者の対応例（概略）

2. ブロック内連携体制における各関係者の役割と体制構築

災害により、県内だけでは災害廃棄物処理対応が困難となった県に対し、支援市町村から支援を行い、九州ブロックを挙げて災害廃棄物処理に当たる場合の対応として、ブロック内連携体制の中心となる幹事支援県及び九州地方環境事務所が担う役割を表 5-3-2 に示す。

なお、本連携におけるマッチングは、自らの事務所内からメールや電話等を通じて対応することを基本とするが、被災県へ赴いて活動する必要が生じた際の費用負担については、「災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱」第 13 条に規定されている考え方に倣い、支援側が負担することを原則とし、必要に応じて被災自治体とも協議を行って決定するものとする。

(例：支援に要した費用を支援自治体が特別交付金申請（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）し、交付金適用外となる2割分については、支援自治体と被災自治体で相談して対応 など）

【支援員の派遣に関する費用の負担（「災害廃棄物処理支援員制度に関する要綱」より）】

第 13 条 制度に基づく支援員の派遣に要した費用の負担については、支援員（及び補佐のた

めの職員)を派遣した地方公共団体が負担することを原則とし、必要により、支援員を派遣した地方公共団体と被災地方公共団体とが協議して定めるものとする。

表 5-3-2 幹事支援県及び九州地方環境事務所が担うブロック内連携に係る役割

項目	役割	
情報収集・集約	幹事支援県	・ 支援可能な内容を、幹事支援県内の支援市町村に確認。 ・ 支援可能な内容を、他の支援県※¹、※²に確認。 ・ 希望する受援内容を、被災県※²に確認。 ・ 収集した情報の集約（取りまとめ）。 ・ 収集・集約した情報について、九州地方環境事務所と共有。
	九州地方環境事務所	・ 九州地方環境事務所が収集した情報を幹事支援県と共有。 ・ 別のスキームにより行われている支援について被災県、関係組織等（関係省庁、民間団体、学会、有識者等を想定）を通じて共有（情報提供を受ける）。
マッチング	幹事支援県	・ 収集・集約した情報に基づく支援・受援の調整※³（マッチング）。
マッチング結果に基づく対応	幹事支援県	・ 支援県を通じ、マッチングできた内容を支援市町村に伝達。支援に関する調整をマッチング先の被災市町村と開始するよう要請。 ・ 被災県を通じ、マッチングできた内容を被災市町村に伝達。受援に関する調整をマッチング先の支援市町村からの連絡により開始するよう要請。 ・ マッチングに基づく対応結果を九州地方環境事務所と共有。
	九州地方環境事務所	・ 市町村からの支援が困難な、被災市町村からの要望（技術的支援、補助金申請など国の制度等に関する支援）についての対応。 ・ 複数県が被災している場合、幹事支援県も複数となるため、必要に応じて、幹事支援県間における調整・連絡等を実施。

※ 1 必要に応じて、他の支援県にも要請を展開する。

※ 2 県を通じて県内の市町村等からの情報を収集し、県から幹事支援県へ回答する。

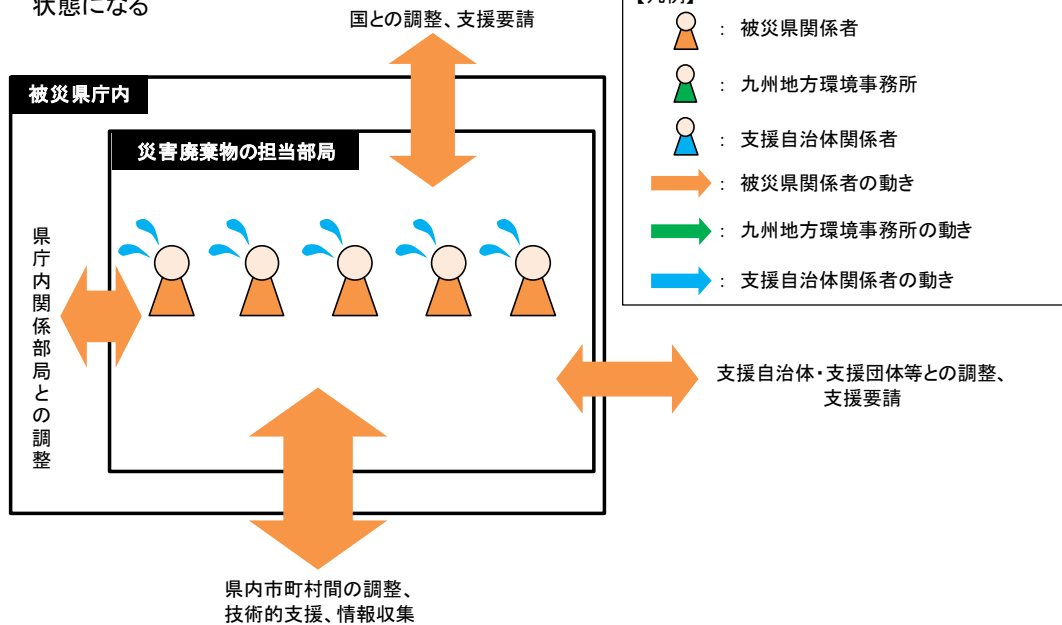
※ 3 必要に応じ、マッチング作業の一部を他の支援県に協力要請することも検討する。

また、支援側・受援側双方の情報に基づくマッチング作業が対応困難な場合や、円滑な対応にそぐわない場合は、①支援側の情報のみを被災県に提示して選択していただく方法、②受援側の情報のみを支援県（及び支援市町村）に提示して支援の名乗りを上げていただく方法 なども状況によって検討する。

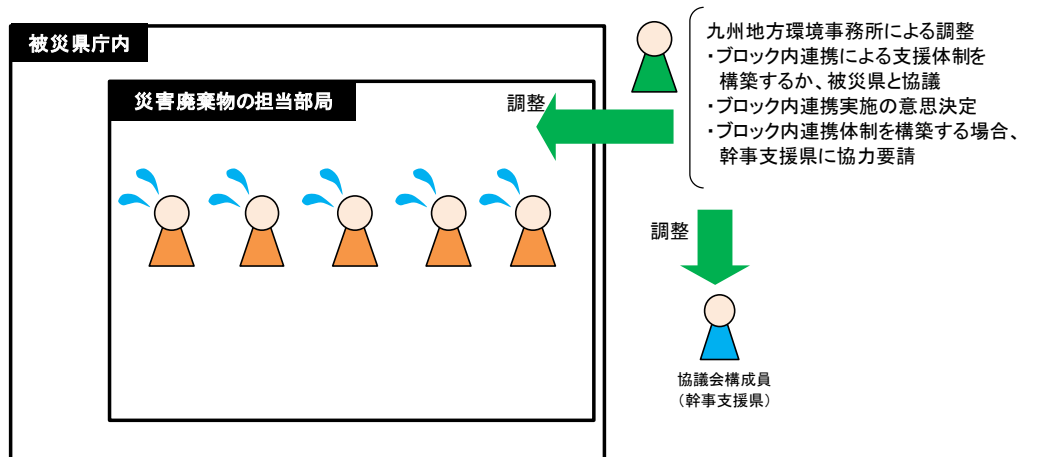
ブロック内連携体制のイメージについて、次ページ以降の図で示す。それぞれの図で示している内容については、以下のとおりである。また、具体的な対応の流れは、別添「ブロック内連携マニュアル」に示す。

ブロック内連携体制の構築まで	: 図 5-3-2
ブロック内連携体制に基づく情報の集約	: 図 5-3-3
幹事支援県を中心とした支援・受援のマッチング	: 図 5-3-4
ブロック内連携体制全体の枠組みについて	: 図 5-3-5

1) 被災県だけで調整・情報収集等が追い付かない状態になる



2) ブロック内連携体制構築に向けた調整の動き



3) ブロック内連携の開始(体制構築)

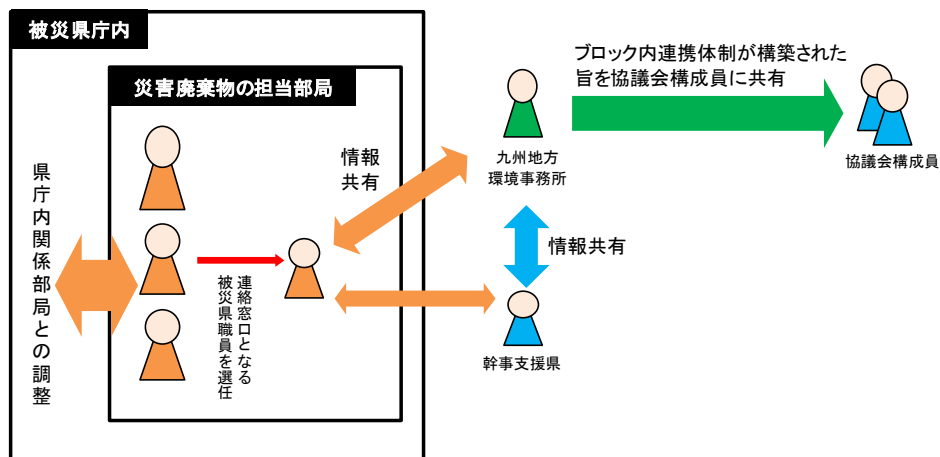
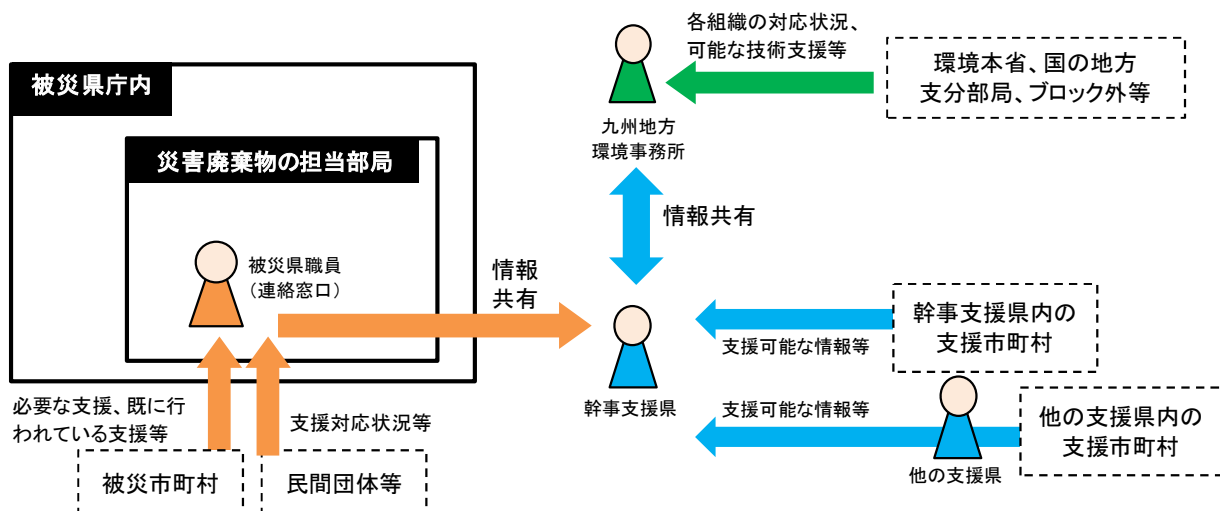


図 5-3-2 ブロック内連携のイメージ (1. ブロック内連携体制の構築まで)



【情報の集約の流れ】

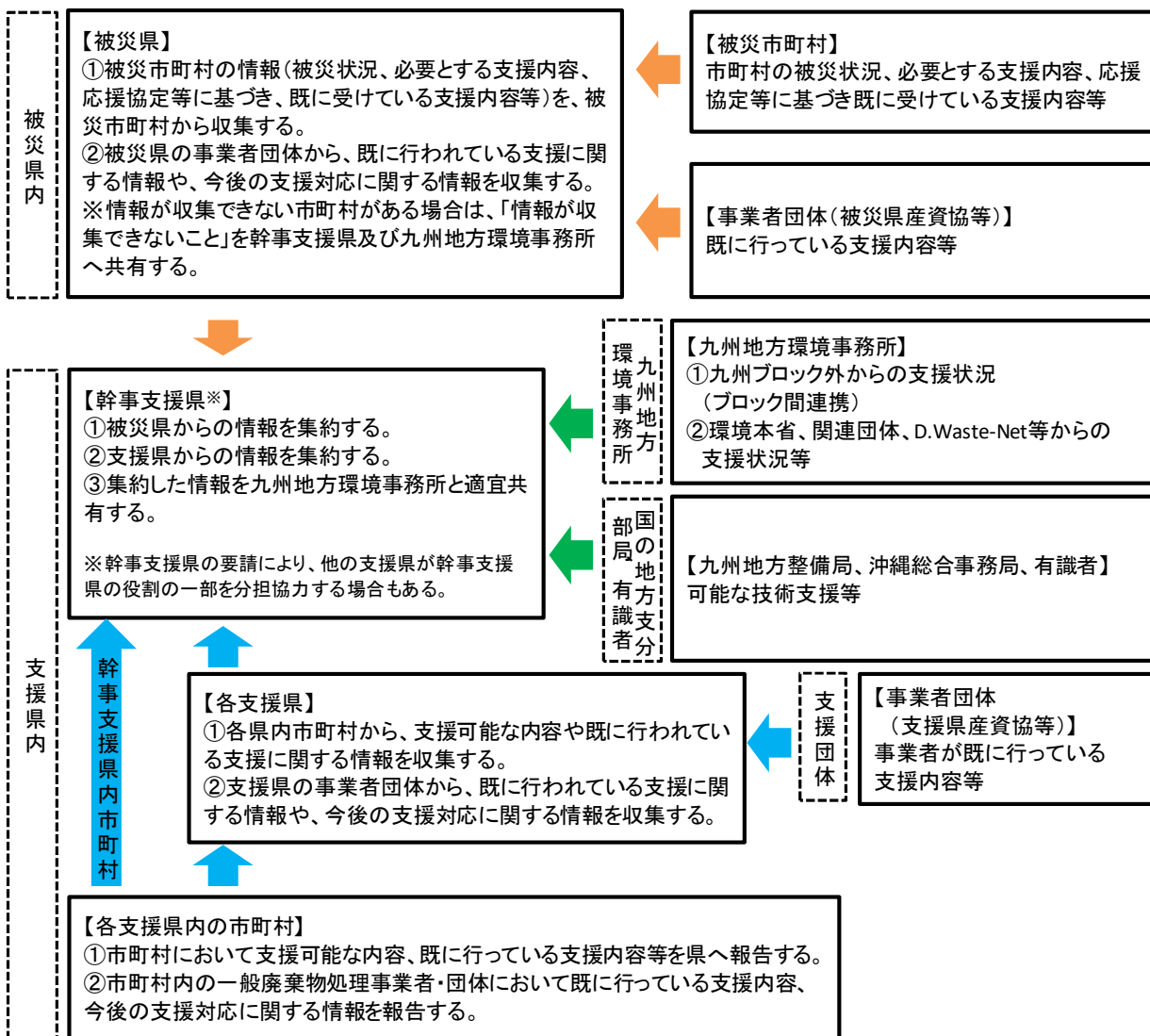
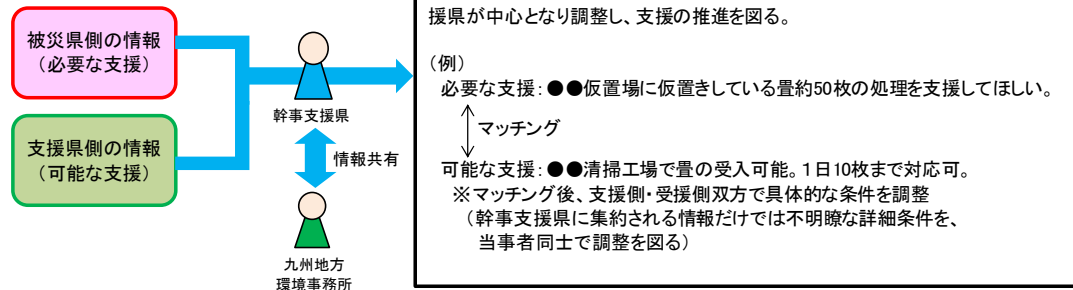


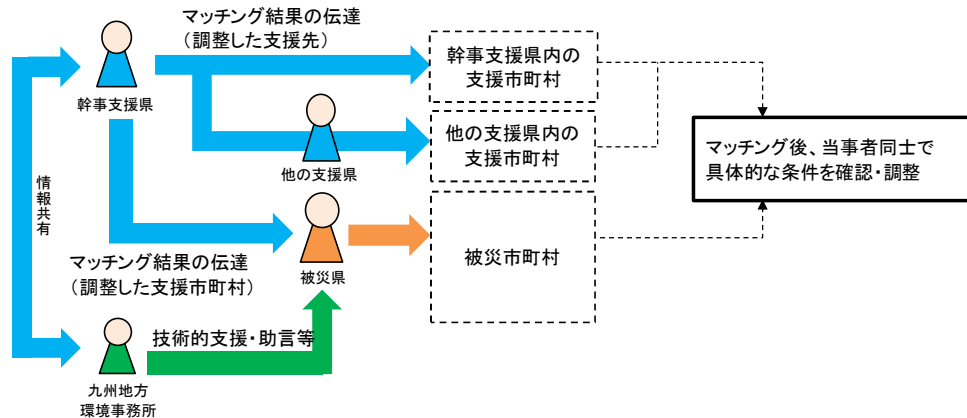
図 5-3-3 ブロック内連携のイメージ（2. ブロック内連携体制に基づく情報の集約）

【基本形：幹事支援県によるマッチング】

1) 支援・受援の調整（マッチング）

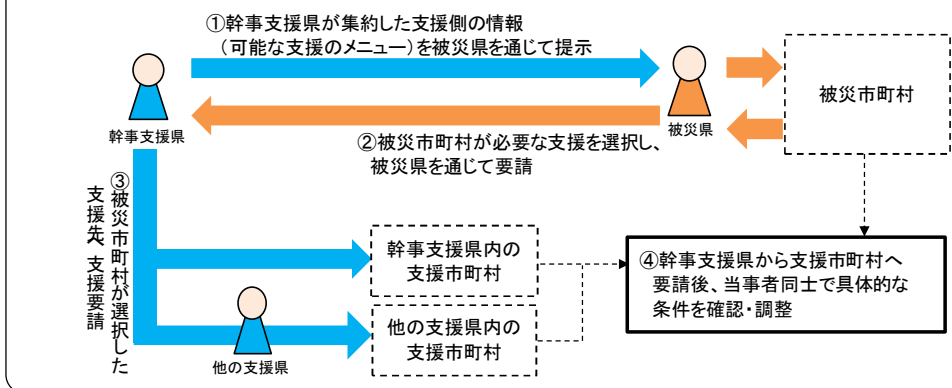


2) マッチングによる調整結果の伝達



【マッチングを行わない場合の対応例】

例1) 被災県・被災市町村へ支援可能な情報を提示（幹事支援県は支援側の情報のみ集約）



例2) 被災市町村の希望する支援を支援県・支援市町村に提示（幹事支援県は受援側の情報のみ集約）

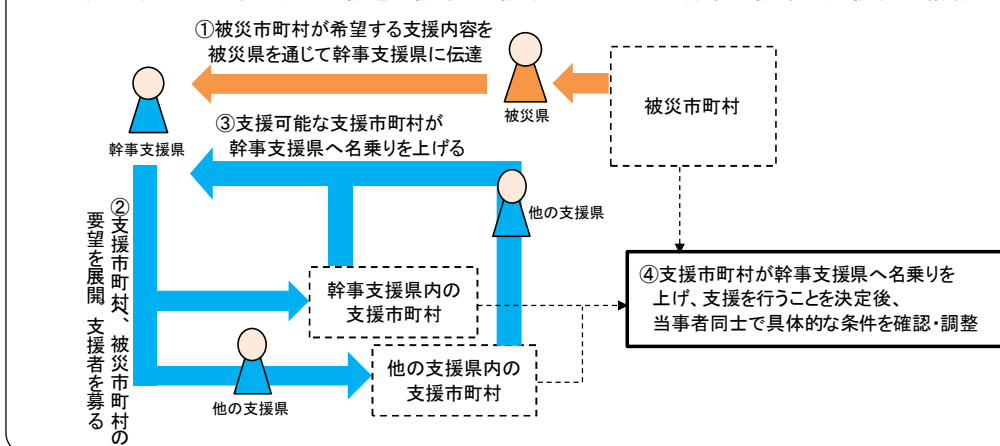


図 5-3-4 ブロック内連携のイメージ（3. 幹事支援県を中心とした支援・受援の調整～支援要請）

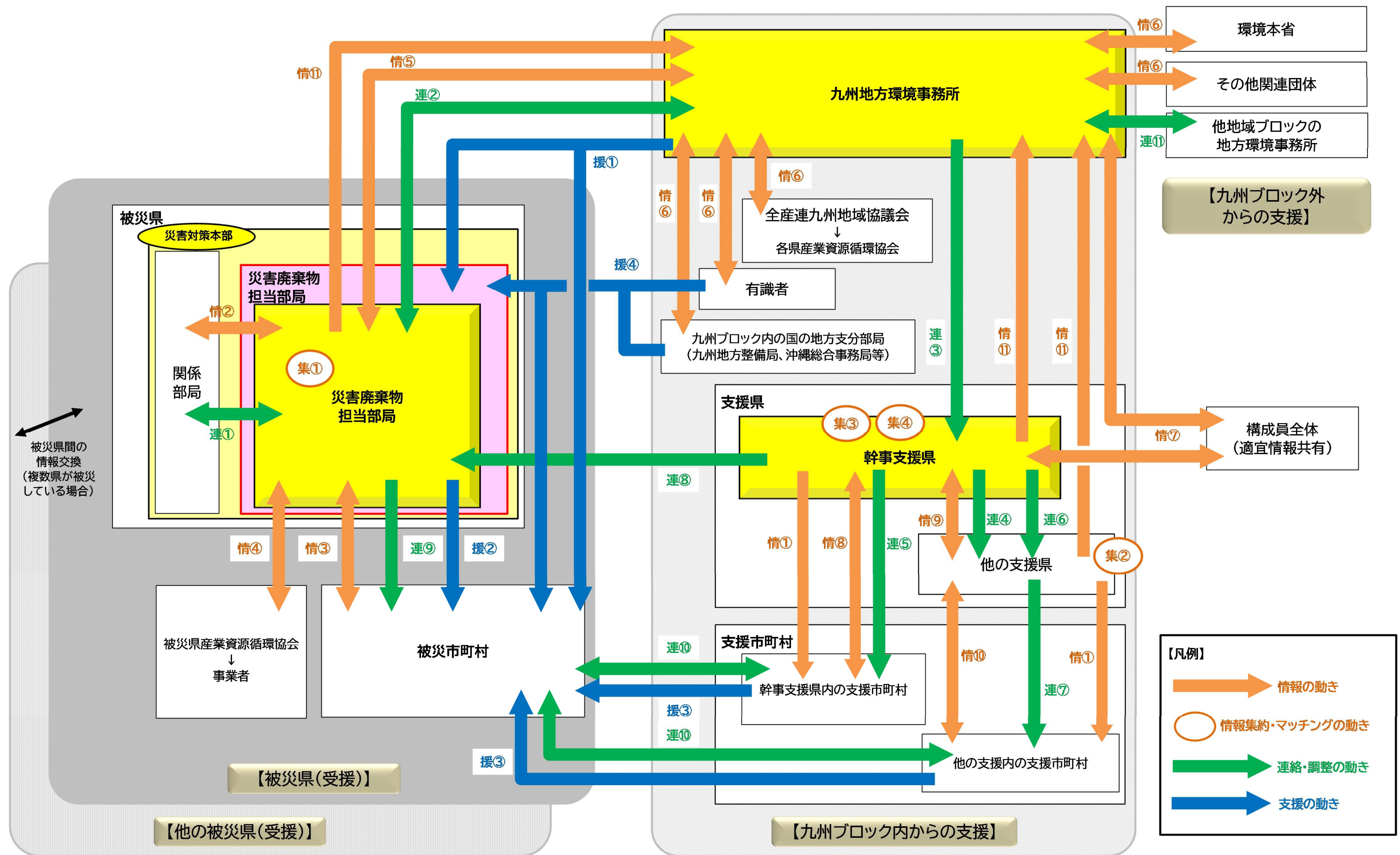


図 5-3-5 ブロック内連携を行う場合の災害廃棄物処理に関する体制例

(図中の矢印に付記している番号の説明については、表 5-3-3 参照。また、個々の対応の詳細については、別添「ブロック内連携マニュアル (対応フロー及び解説)」を参照。)

表 5-3-3 ブロック内連携時の関係者の対応・役割について（図 5-3-5 補足説明）

区分	関係者		対応事項
	↔ : 双方方向での情報共有 → : 左から右の関係者へ照会、右から左の関係者へ回答		
情報共有①	支援県（この時点では幹事支援県、他の支援県の区別なし）	→ 県内の支援市町村	・発災が予見される時点における、支援可能な内容に関する情報の回答準備（この時点では準備のみで、回答までは求めない）
情報共有②	被災県 災害廃棄物担当部局	↔ 被災県 関係部局	・災害廃棄物処理に関して必要な情報共有（被害状況、インフラ状況等）
情報共有③	被災県	→ 被災市町村 ←	・被災状況に関する情報の照会、回答 ・災害廃棄物処理への対応状況に関する情報の照会、回答 ・必要な支援に関する情報の照会、回答 ・ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の照会、回答
情報共有④	被災県	→ 被災県内の産業資源循環協会 ←	・既に行われている支援、今後予定している支援対応等の情報の照会、回答（他県の産業資源循環協会を介した支援に関する情報も含む）
情報共有⑤	九州地方環境事務所	→ 被災県 ←	・被災状況に関する情報の照会、回答
情報共有⑥	九州地方環境事務所	↔ 環境本省、九州管内の国の地方支分部局、有識者、全産連九州地域協議会、その他関連団体等	・被災県への対応等に関する情報共有
情報共有⑦	幹事支援県、九州地方環境事務所	↔ 協議会構成員	・適宜、各関係者において集約されている情報の共有
情報共有⑧	幹事支援県	→ 幹事支援県内の支援市町村 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答（※情報共有①で準備した回答）
情報共有⑨	幹事支援県	→ 他の支援県 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答
情報共有⑩	他の支援県	→ 他の支援県内の支援市町村 ←	・支援可能な内容に関する情報の照会、回答（※情報共有①で準備した回答）
情報共有⑪	被災県、幹事支援県、他の支援県	→ 九州地方環境事務所	・ブロック内連携と別に既に行われている支援に関する情報の共有
情報集約①	被災県		・被災市町村から収集した情報の集約
情報集約②	他の支援県		・他の支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約③	幹事支援県		・被災県、他の支援県、幹事支援県内の市町村から収集した情報の集約
情報集約④	幹事支援県		・収集した情報のマッチング
連絡調整①	被災県 災害廃棄物担当部局	↔ 被災県 関係部局	・災害廃棄物処理に関して必要な調整（応援職員の手配等）
連絡調整②	九州地方環境事務所	↔ 被災県	・ブロック内連携体制構築の要否についての協議
連絡調整③	九州地方環境事務所	→ 幹事支援県	・ブロック内連携体制に基づく幹事支援県としての支援対応要請
連絡調整④	幹事支援県	→ 他の支援県	・（必要に応じ）幹事支援県の役割の一部の応援要請 → 要請した支援県にも「幹事支援県」の一つになっていただく。
連絡調整⑤	幹事支援県	→ 幹事支援県内の支援市町村	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達（支援要請）
連絡調整⑥	幹事支援県	→ 他の支援県	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達（支援要請）
連絡調整⑦	他の支援県	→ 他の支援県内の支援市町村	【マッチング後】 ・支援市町村の可能な支援に対して、調整した被災市町村を伝達（支援要請）
連絡調整⑧	幹事支援県	→ 被災県	【マッチング後】 ・被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑨	被災県	→ 被災市町村	【マッチング後】 ・被災市町村の要望に対して、調整できた支援市町村を伝達
連絡調整⑩	幹事支援県内の支援市町村	↔ 被災市町村	・マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整（最初の発信は支援側から行う）
	他の支援県内の支援市町村	↔ 被災市町村	・マッチング結果に基づく災害廃棄物処理支援に関する、詳細条件の調整（最初の発信は支援側から行う）
連絡調整⑪	九州地方環境事務所	↔ 他地域ブロックの地方環境事務所	【ブロック間連携時】 ・ブロック間の支援に関する連絡・調整
支援①	九州地方環境事務所	→ 被災県、被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等 ・【必要に応じて】ブロック内連携体制に基づく支援に先立っての、職員の現地派遣（情報収集、技術支援等を目的とする） ・「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づく支援対応
支援②	被災県	→ 被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等
支援③	幹事支援県内の支援市町村	→ 被災市町村	・詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施
	他の支援県内の支援市町村	→ 被災市町村	・詳細条件調整後、災害廃棄物処理に関する支援の実施
支援④	九州管内の国の地方支分部局、有識者等	→ 被災県、被災市町村	・災害廃棄物対応に関する情報提供、指導、技術的な助言等

トピック

【庁内の関係部局との連携について】

災害廃棄物処理の対応に当たっては、廃棄物担当部局のみならず、庁内の関係部局との連携が必要となる。より円滑に災害廃棄物処理を進めるためには、廃棄物担当部局内の定例会議等に関係部局からの参加も呼びかけ、継続的な情報共有や協議を行っておくことが望ましい。災害廃棄物処理の関係部局は、以下のようなところが挙げられる。

関係部局	関係する事柄（例）
防災関係部局	被災状況、ライフライン、避難所関係、仮設トイレの設置
土木関係部局	仮置場の設置（空地利用、事業者への発注仕様書作成）
下水道関係部局	し尿処理
建設関係部局	家屋解体
道路関係部局	道路啓開状況、道路啓開がれきの対応、廃棄物の収集・運搬経路
港湾関係部局	海へ流出した廃棄物の対応、海上輸送
広報関係	ごみ処理に関する住民への周知
庶務関係	支援関係、補助金関係、ボランティア関係

3. ブロック内連携以外の連携体制

1) 【参考】被災した県内での連携による処理対応

災害により、従来の行政区域内における災害廃棄物処理対応が困難となった被災市町村に対し、県や県内市町村が支援を行い、災害廃棄物処理に当たる場合の対応を想定する。県外からの支援については、災害時応援協定やプッシュ型支援等によるものが想定されるが、本行動計画に基づく「ブロック内連携」は基本的には行われないものとする。

本連携時の関係者の役割（関わり方）を表 5-3-4 に、処理対応時の体制例を図 5-3-6 に示す。

表 5-3-4 県内での連携による処理対応時の関係者の役割

	関係者	役 割
支援に関する こと	被災県	・ 災害廃棄物処理に関する連絡窓口の設置 ・ 被災市町村への指導・助言 ・ 被災市町村への支援に関する調整 ・ 調整結果を踏まえ、県内市町村、県産資協等へ支援要請 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有 ・ 「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用に係る国の調整への協力 ・ 「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」に基づく対応への協力
	被災県内で支援可能な市町村及び一般廃棄物処理事業者・団体 ※支援可能な場合	・ 県を通じた支援に関する調整 ・ 調整結果を踏まえ、市町村と一般廃棄物処理事業者・団体が一体となった支援の実施 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有
	産業資源循環協会	・ 被災市町村への支援に関する被災県との調整 ・ 調整結果を踏まえた支援の実施
	九州地方環境事務所	・ 災害廃棄物処理に関する県・市町村への指導・助言 ・ 「災害廃棄物処理支援員制度」の利活用、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」に基づく対応の検討・調整 ・ 必要に応じ、環境省（本省）、九州管内の国の地方支分部局（九州地方整備局、沖縄総合事務局）等との連絡調整・情報共有
	九州地方整備局、 沖縄総合事務局	・ 必要に応じ、各行政組織の本省、九州地方環境事務所等との連絡調整・情報共有
受援に 関すること	被災市町村	・ 行政区域内における災害廃棄物処理対応（対応困難な場合は県へ事務委託） ・ 被災県への支援要請 ・ 受援のための被災県との調整 ・ 庁内関係部局との連絡調整・情報共有

2) 【参考】九州ブロック・他地域ブロックとの連携（ブロック間連携）による処理対応

災害により、九州ブロック内の県が広く被災しており、九州ブロック内だけでは災害廃棄物処理対応が困難となった際に、九州ブロック内での連携はもちろんのこと、他の地域ブロックとも連携し、必要な支援を受けながら災害廃棄物処理に当たる場合の対応を想定する。なお、協議会構成員の役割や九州ブロック内における体制の構築についてはブロック内連携時と同様であり、これに、九州地方環境事務所の役割として、ブロック間の総合調整が加わる。

ブロック間連携時の体制例を図 5-3-7 に示す。

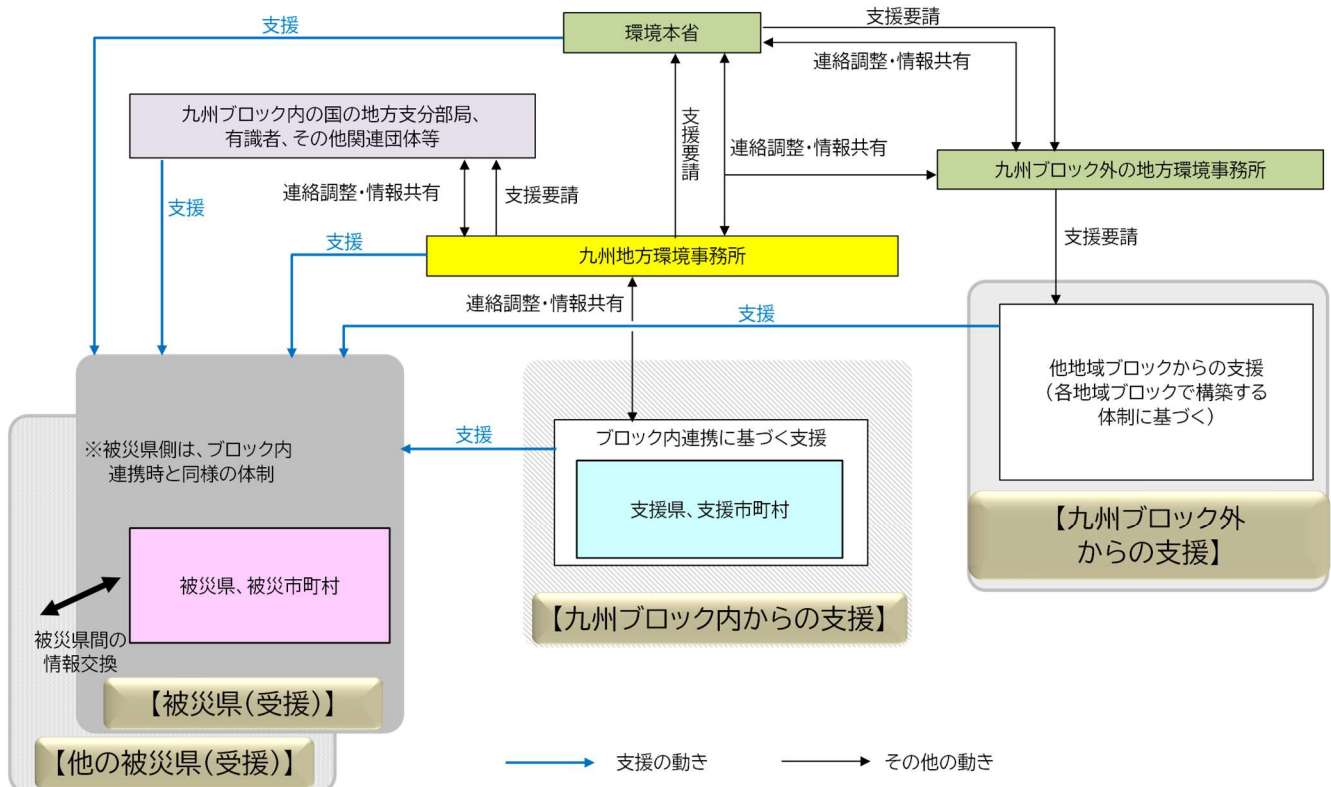


図 5-3-7 ブロック間連携により九州ブロックが支援を受ける場合の災害廃棄物処理に関する体制例

第4節 情報の一元化及び共有

ブロック内連携を活用した円滑かつ適切な災害廃棄物処理を進めるに当たり、情報の錯綜や行き違い、一部の関係者のみによる調整や情報把握が生じないようにするため、被災県は被災状況や被災市町村が希望する支援に関する情報、支援県は県内市町村が可能な支援に関する情報等の収集に努め、幹事支援県へ情報を集約する（情報の一元化）。幹事支援県と九州地方環境事務所は、常に最新の情報を共有するとともに、構成員に対しても適宜情報共有を図る。

さらに、調整された支援・受援内容については、支援の実施状況が支援市町村から支援県へ、支援県から幹事支援県へ共有されることになるため、こうした情報についても、幹事支援県に集約された情報を適宜構成員へ共有する。

ブロック内連携にあたり、各主体において収集すべき主な情報は、図 5-4-1 に示すとおりである。

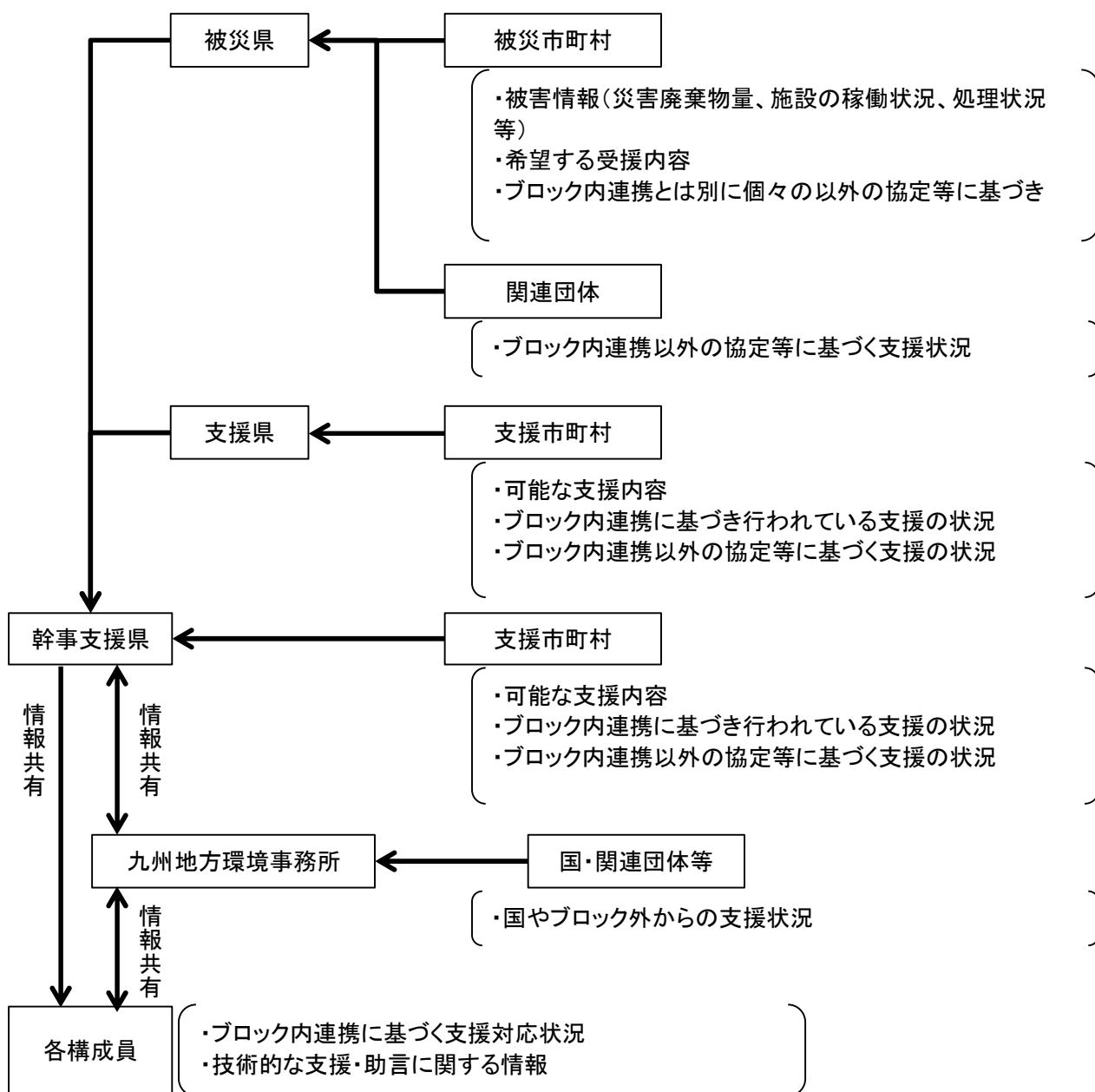


図 5-4-1 ブロック間連携にあたり各主体において収集すべき主な情報例

第5節 目標期間の設定

実際に発災した際の具体的な目標期間は、災害の規模によって被災自治体が設定するか、国が処理指針を策定した場合には国と被災自治体との協議のもとで設定することになるが、被災地の速やかな復旧・復興を図るため、また、過去に発生した災害廃棄物の処理期間^{*1}から、本行動計画においては、災害廃棄物の処理期間は、最長でも3年で処理を完了することを基本とする。

なお、3年という目標期間の中でも、可燃物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物といった、災害廃棄物の長期の仮置きによって生活環境保全上の支障が発生する懸念のあるものについては優先的に処理を進めるなど、災害廃棄物の性状や発生状況に応じて、早期の処理や処理先の確保に努める。また、再生材等の資源物として活用可能なものについては、資源物の需要等を勘案して、資源化を進めていくこととする。

第6節 他地域ブロックとの連携

他地域ブロックとの連携は、受援時、支援時それぞれにおいて、以下の体制によることを基本とする。ただし、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」などの協定によって、災害廃棄物処理対応を含めた包括的なブロック間連携体制が既に構築されている場合は、他地域ブロックとの連携はその体制によるものとし、九州地方環境事務所は、構成員に対し、ブロック間連携の体制について周知を行うものとする。

1. 受援時

九州ブロックが被災し、他地域ブロックから支援を受ける場合の連携については、図 5-3-7 に示す「ブロック間連携」のとおりとする。

2. 支援時

他地域ブロックが被災し、九州ブロックが支援を行う場合の連携については、以下の体制で実施することを基本とする（図 5-6-1 参照）。

1) 九州ブロック内の連携体制

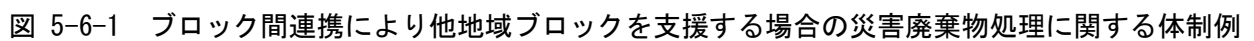
九州地方環境事務所が、九州ブロックから他地域ブロックに対して支援可能な内容について集約する。九州ブロック内の県は、自ら支援可能な情報や県下市町村・事業者団体等から支援可能な情報を集約し、九州地方環境事務所へ報告する。

2) 他地域ブロックとの連携体制

九州ブロックと被災した他地域ブロックとの連携体制は、環境省（本省）、九州地方環境事務所、支援を行う他地域ブロックの地方環境事務所が全体調整を行うことを基本とする。九州地方環境事務所は、集約された九州ブロックからの支援可能な内容を整理し、環境省（本省）との情報共有を行う。環境省（本省）は、九州地方環境事務所から報告を受けた支援可能な内容と、被災した他地域ブロックからの支援要請を基に、支援内容についての調整を行う。

決定した支援内容は、環境省（本省）から九州地方環境事務所へ、九州地方環境事務所から支援を行う九州ブロック内の各関係者に伝達し、支援を開始する。

^{*1} 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の処理期間は3年であった（東日本大震災は福島県除く）。



第7節 広域連携に当たっての教訓・課題

国が策定している資料や、過去に災害廃棄物処理対応が行われた記録等から、災害廃棄物処理の広域連携を行う際の教訓、課題等を表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1 広域連携時の主な教訓・課題等に関する整理

項目	内容
連携体制の構築	・ 平時からの関係者間ネットワークの構築、情報共有、協定の締結、有償・無償の範囲の確認 ・ 各関係者の役割と連絡窓口の明確化 ・ 連携調整体制の単純化（一元化） ※市町村→県レベルで一括、事業者→団体レベルで一括 等 ・ 支援、受援それぞれの立場に立った訓練の実施
受援の立場からの準備・対応	・ 平時からの仮置場や処理施設の想定、災害廃棄物処理計画の策定、人材の育成 ・ 早い段階での応援要請（その後の対応も早くなる） ・ 通信手段の確保（通信手段が失われた前提での対応も可能ならば想定） ・ 遠方の自治体との協定、近隣でも立地条件（沿岸部と山間部等）の異なる自治体との協定 ・ 支援先（事業者）との契約書のひな型の準備 ・ 支援要請が必要な内容の的確な整理と伝達
支援の立場からの準備・対応	・ 燃料や食料の確保 ・ プッシュ型支援に関する事前の準備（受援側の負担を増大させないよう、支援できる内容を予め明確に） ・ 災害廃棄物処理に関する専門的技術や経験を有する職員の派遣及び参考となる資料の準備 ・ 被災自治体の地理感覚がある都市が中心となって支援に当たる ・ 被災地への駐在による迅速な情報の収集 ・ 各種専門分野（廃棄物処理関係、補助金関係、土木関係など）の職員の派遣 ・ 運営、事務サイドだけでなく、仮置場など現場管理の支援にも当たることのできる専門性を有する職員の派遣 ・ 支援に当たる民間団体側の調整役の配置（個々の事業者との調整とならないよう）
災害廃棄物の広域処理	・ 受入基準の明確化 ・ （船舶輸送や鉄道輸送）コンテナの確保
資機材等の調達	・ 災害時に貸与してもらえるようなシステムの構築 ・ 調達窓口の一元化（業界団体など）

第6章 九州ブロック内の関係者の対応状況の共有等

第1節 状況把握と情報共有

九州地方環境事務所においては、九州ブロック内の地方自治体の災害廃棄物処理計画等の策定状況や、民間事業者等の BCP（事業継続計画）の策定状況の把握に努めるとともに、必要に応じて対策の実施や強化を促すものとする。また、九州ブロック協議会において収集された情報や、九州地方環境事務所において把握された災害廃棄物処理に関する有用な情報については、関係者間で共有するとともに、九州ブロック協議会等の場を通して、継続的な更新を行うものとする。

第2節 行動計画の見直し

本行動計画は、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCA サイクル）により継続的改善を行っていくものとし、九州ブロック内の各県及び各市町村で策定される災害廃棄物処理計画とともに、連携しながら中長期的に整合を図っていくことを目指す。

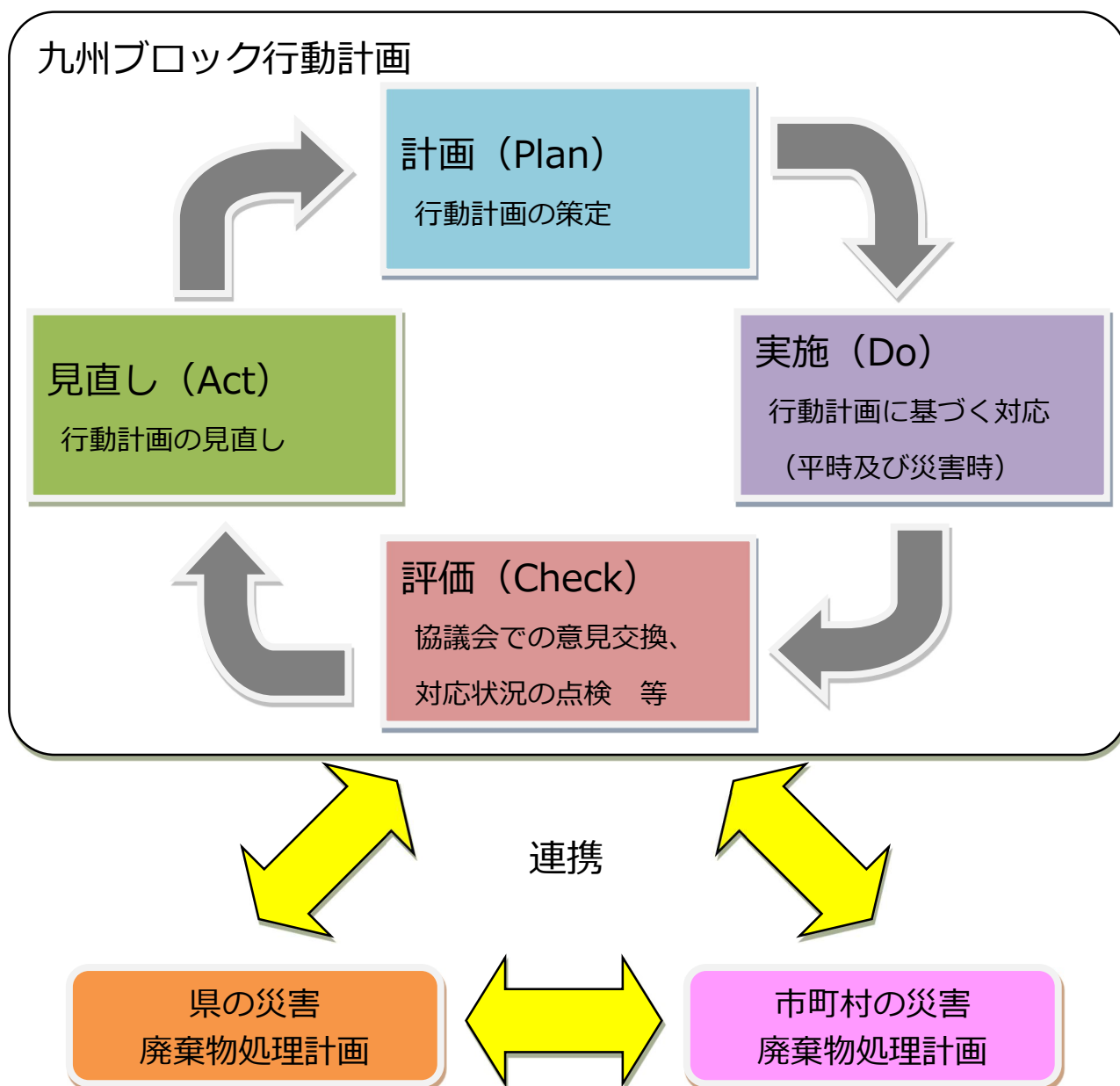


図 6-2-1 行動計画の PDCA サイクル

＜ 参考資料 1 ＞

九州ブロック協議会構成員名簿

区分	No.	組織名	部（局）・課室名等	役職
自治体 （県）	1	福岡県	環境部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
	2	佐賀県	県民環境部 循環型社会推進課	循環型社会推進課長
	3	長崎県	県民生活環境部 資源循環推進課	資源循環推進課長
	4	熊本県	環境生活部 環境局 循環社会推進課	循環社会推進課長
	5	大分県	生活環境部 循環社会推進課	循環社会推進課長
	6	宮崎県	環境森林部 循環社会推進課	循環社会推進課長
	7	鹿児島県	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物・リサイクル 対策課長
	8	沖縄県	環境部 環境整備課	環境整備課長
自治体 （市）	9	北九州市	環境局 循環社会推進部 循環社会推進課	循環社会推進課長
	10	福岡市	環境局 循環型社会推進部 計画課	計画課長
	11	久留米市	環境部 施設課	施設課長
	12	長崎市	環境部 廃棄物対策課	廃棄物対策課長
	13	佐世保市	環境部 環境政策課	環境政策課長
	14	熊本市	環境局 資源循環部 廃棄物計画課	廃棄物計画課長
	15	大分市	環境部 ごみ減量推進課	ごみ減量推進課長
	16	宮崎市	環境部 環境政策課	環境政策課長
	17	鹿児島市	環境局 資源循環部 資源政策課	資源政策課長
	18	那覇市	環境部 環境政策課	担当副参事
民間団体	19	公益社団法人 全国産業資源循環連合会 九州地域協議会		九州地域協議会会長
有識者	20	九州大学 大学院工学研究院環境社会部門		教授 島岡 隆行
	21	名古屋大学 減災連携研究センター		准教授 平山 修久
国の機関	22	国土交通省	九州地方整備局 防災室	防災室長
	23	内閣府	沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	防災課長
事務局	24	環境省	九州地方環境事務所 資源循環課	資源循環課長

＜ 参考資料 2 ＞

各構成員の自治体において災害を想定している資料

種別	自治体	資料名	策定（又は更新）年月
県	福岡県	福岡県災害廃棄物処理計画（改定版）	令和３年３月
	佐賀県	佐賀県災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月
	長崎県	長崎県災害廃棄物処理計画	平成 30 年 3 月
	熊本県	熊本県廃棄物処理計画（第 5 期） （第 7 章 災害廃棄物の処理に関する事項）	令和３年３月
	大分県	大分県災害廃棄物処理計画（改訂版）	令和 2 年 3 月
	宮崎県	宮崎県災害廃棄物処理計画 (Ver. 1. 4)	令和 3 年 3 月
	鹿児島県	鹿児島県災害廃棄物処理計画	平成 30 年 3 月
	沖縄県	沖縄県災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月
市	北九州市	北九州市災害廃棄物処理計画	令和元年 6 月
	福岡市	福岡市災害廃棄物処理計画	令和 4 年 4 月
	久留米市	久留米市災害廃棄物処理計画	平成 30 年 8 月
	長崎市	長崎市災害廃棄物処理計画	令和 3 年 3 月
	佐世保市	佐世保市災害廃棄物処理計画	令和 2 年 3 月
	熊本市	熊本市災害廃棄物処理計画	令和 4 年 3 月
	大分市	大分市災害廃棄物処理計画	平成 29 年 3 月
	宮崎市	宮崎市災害廃棄物処理計画	令和 3 年 10 月
	鹿児島市	鹿児島市災害廃棄物処理計画	平成 31 年 3 月
	那覇市	那覇市災害廃棄物処理計画	令和 4 年 9 月

令和 5 年 1 月現在

＜ 参考資料 3 ＞

九州ブロック内における主な災害時応援協定等

協定	締結日	締結団体
九州・山口 9 県災害時応援協定	平成 7 年 11 月 8 日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	平成 29 年 11 月 15 日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
九州市長会における災害時相互支援プラン	平成 29 年 5 月 11 日 (令和 2 年 5 月 19 日改正)	九州市内全市
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	平成 23 年 10 月 31 日	関西広域連合 ⇔ 九州地方知事会 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)
21 大都市災害時相互応援に関する協定	平成 24 年 4 月 1 日	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成 8 年 7 月 18 日	47 都道府県間 (九州ブロックは中国・四国ブロックと相互支援を行う。)
指定都市市長会行動計画	— (指定都市市長会で採択された計画)	大都市間 (政令市に同じ。九州ブロックでは、北九州市、福岡市、熊本市が該当する。)
九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定	平成 29 年 6 月 1 日	九州 3 指定都市 (北九州市、熊本市、福岡市)
中核市災害相互応援協定	平成 21 年 9 月 1 日	中核市間 (九州ブロックでは、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市が該当する。)
全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定	平成 18 年 7 月 27 日	特例市間 (九州ブロックでは、佐賀市が該当する。)
各県・県内市町村間の災害時相互応援に関する協定	—	各県 ⇔ 各県内市町村
九州地域における災害廃棄物処理の相互支援に関する協定書	令和 3 年 11 月 25 日	各県産業資源循環協会間
各県・県内市町村と民間団体との災害廃棄物処理の協力等に関する協定	—	各県 ⇔ 各県内民間団体 (一般廃棄物処理事業者・団体、産業資源循環協会、浄化槽協会、検査機関、建設業協会、レンタル会社、トラック協会等が想定される。)
個別の自治体間の災害時相互応援に関する協定	—	個別自治体間

令和 5 年 1 月現在